

八女筑後地区ジェネリック医薬品  
地域協議会事業報告書

平成 28 年 3 月

南筑後保健福祉環境事務所

八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会  
委員名簿

	氏名	団体名等	団体の役職
会長	柴田 和典	南筑後保健福祉環境事務所	保健監
委員	黒岩 光	一般社団法人八女筑後医師会	会長
委員	金子 吉一	一般社団法人八女筑後薬剤師会	会長
委員	平田 剛	一般社団法人八女筑後薬剤師会	副会長
委員	原田 秀徳	公立八女総合病院 企業団	統括薬剤科長
委員	本村 泰嗣	地方独立行政法人 筑後市立病院	薬剤部室長
委員	井上 寿代	八女市市民福祉部市民課	課長
委員	高井良 清美	筑後市市民生活部市民課	課長
委員	田中 博信	広川町住民課	課長

(※発足当初)

## 1. 経緯

本県においては、後期高齢者一人当たりの医療費が平成14年度より連続して全国で1位という厳しい財政現状を踏まえ、平成19年度より医療の質を確保しながら薬剤費を軽減するために、県庁薬務課を事務局として「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会（以下「県協議会」という）」を設置し、「ジェネリック医薬品（以下「GE」という）」を利用しやすい環境を整備し、GEの使用促進を図るべく、様々な課題の精査やその対策を協議し、種々の施策を実施している。

県協議会の中で、地域の特性に応じたGEの使用促進を図るため、地域における協議会の必要性が提起された。そこで、平成23年度からモデル事業として、筑紫地区及び飯塚地区において「ジェネリック医薬品地域協議会（以下「地域協議会」という）」を設置し、主として地域医師会、地域薬剤師会、地域基幹病院、市町、保健福祉環境事務所及び県庁薬務課の関係者等で協議を行うとともに、基幹となる薬局でのGEの備蓄（集中配置）体制を整備するとともに、備蓄GEのリストを作成するなど、各種取組みを実施したところである。

そして、平成26年度より「南筑後保健福祉環境事務所（以下「当所」という）」管内においても、「八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会（以下「八女筑後地域協議会」という）」を設置し、八女筑後地区の地域医師会、地域薬剤師会、地域基幹病院、市町、当所及び県庁薬務課で協議を行うとともに、GEの普及に係る各種取組みを実施することとした。

県庁薬務課の県内病院に対する調査によると、約半数がGEの採用基準として「他施設での採用状況」を重視している（図1）こと、また筑紫及び飯塚地区において備蓄GEリストが薬局の在庫負担軽減や他医療機関でのGEの使用促進に寄与したと推察されたことなどから、八女筑後地域協議会にて検討の上、地域の特性に応じた主な取組みとして、地域基幹病院が採用するGEの品目リストを作成、配布することとした。

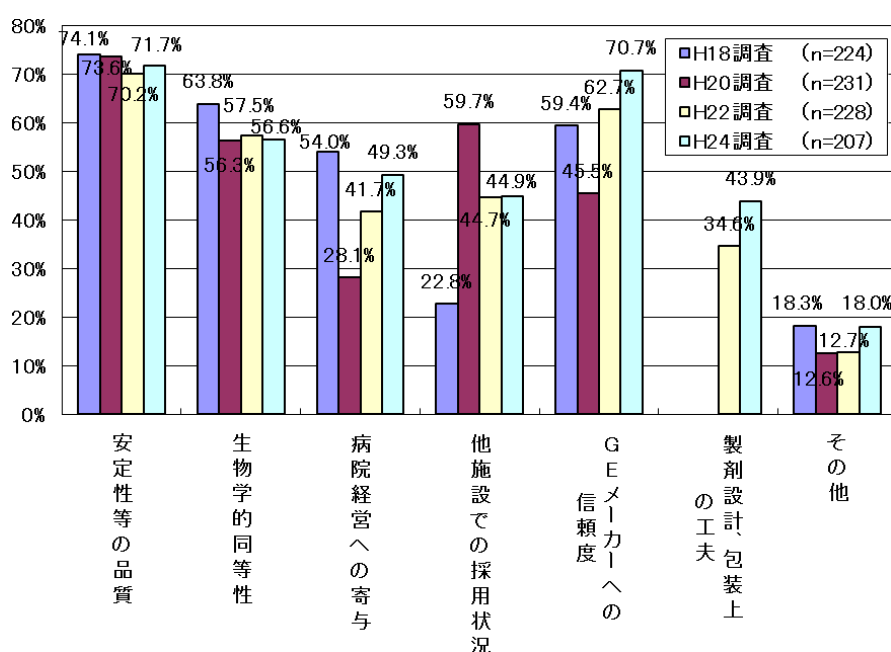


図1. 「福岡県内の病院におけるジェネリック医薬品の採用状況等調査」（県庁薬務課実施）  
GEを採用する際に重視する基準についての回答

## 2. 事業の概要

### (1) 地域協議会の設置

八女筑後地区は、八女市、筑後市及び広川町で構成され、人口は約 13 万人、地域医師会は「八女筑後医師会（以下「医師会」という）」、地域薬剤師会は「八女筑後薬剤師会（以下「薬剤師会」という）」、地域基幹病院は「公立八女総合病院企業団及び独立行政法人筑後市立病院（以下「基幹病院」という）」である。

「八女筑後地域協議会」の委員構成、事務局、開催回数、事業内容等は、表 2 のとおりである。また、設置要綱は別紙 1 のとおりである。

表 2. 地域協議会の内容

項目	内容
委員構成	医師会、薬剤師会、基幹病院（薬剤部代表）、市町（国保担当部局）、当所
事務局	当所（県庁薬務課が支援）
開催回数	年 2 回（平成 26 年度、平成 27 年度）
事業内容	医師会、薬剤師会、基幹病院、市町、当所及び県庁薬務課が連携し、GE の普及に係る各種取組みを実施する。「八女筑後地域協議会」の中で主として実施した取組み内容は以下のとおりである。 (1) 医師会 ・ GE 普及啓発活動事業実施に関する協議 (2) 薬剤師会及び基幹病院 ・ 「基幹病院採用ジェネリック医薬品採用品目リスト（以下「 <u>リスト</u> 」という）」の作成、送付、更新等 ・ 上記「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の実施等 (3) 市町 ・ 差額通知事業 ・ 啓発事業の実施（GE 希望カード及びシール等の交付、広報誌の掲載等） (4) 当所及び県庁薬務課 ・ 「八女筑後地域協議会」の運営 ・ 薬剤師会及び基幹病院の取組みへの協力等

## (2)八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会の開催

八女筑後地区で年2回ずつ「八女筑後地域協議会」を開催した。「八女筑後地域協議会」で検討した議題及び協議内容は以下のとおりである（表3）。

表3. 地域協議会の議題及び協議内容

平成26年度第1回（平成26年10月9日開催）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「八女筑後地域協議会」設置要綱について 八女筑後地区におけるGEの使用促進のための事業についての情報を共有し、連携を強化するために関係団体等による「八女筑後地域協議会」を設置すること等を趣旨とした「八女筑後地域協議会」設置要綱が承認された。</li><li>○ 地域協議会事業について 県庁薬務課より先行してモデル事業として実施した筑紫地区及び飯塚地区の「地域協議会」の概要及び今年度の県の施策（「県協議会」及び「地域協議会」の開催、GEに係るアンケート調査（対象：県政モニター、病院及び保険薬局）の実施等）についての説明があった。</li><li>○ 各機関の取組について 各機関の取組みとして市町から広報の掲載やGE希望カード及びシールの交付、GE切替勧奨差額通知事業等が紹介された。また薬剤師会からは薬局でのポスターの掲示による啓発事業、基幹病院からはGEの採用状況及び採用基準等についての説明があった。</li><li>○ 地域協議会の今後の取組について 八女筑後地区におけるGEの普及促進を図るため、基幹病院の採用リストを作成し、地域の医療機関で情報を共有し、GEを選択しやすい環境を作ることを目的として薬剤師会、基幹病院薬剤部等で構成される「基幹病院採用ジェネリック医薬品採用品目リスト検討委員会（以下「<u>リスト検討委員会</u>」という）」の設置を提案し承認された。</li></ul>
平成26年度第2回（平成27年2月26日開催）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「県協議会」の取組状況について 県庁薬務課より「県協議会」の取組状況として、「平成26年度上半期GE流通実態調査」の結果、「県政モニターアンケート調査」の結果及び「県民向け啓発資材」の改訂についての報告があった。</li><li>○ 「リスト」について 第1回「八女筑後地域協議会」の決定事項である「リスト検討委員会」が作成した「リスト（案）」が提示され承認を受けた。この「リスト」については、八女筑後医師会会員診療所（以下「<u>診療所</u>」という）、八女筑後薬剤師会会員薬局（以下「<u>薬局</u>」という）及び八女筑後歯科医師会（以下「<u>歯科医師会</u>」という）事務局に配布するとともに、薬剤師会ホームページ上に掲載することとした。（対象機関にはパスワードを知らせる）また、今後年3回を目途に「リスト」の更新を行うこととなった。</li></ul>

## 平成 27 年度第 1 回（平成 27 年 10 月 8 日開催）

### ○ 「県協議会」の取組状況について

県庁薬務課より「平成 26 年度下半期 GE 流通実態調査」の結果、「差額通知事業」の実績及び各「地域協議会」での「リスト」の作成状況等についての報告があった。また、平成 27 年度の取組みとして、従来の取組みに加え「レセプトデータ」の分析を予定していること及び政府の閣議決定した「骨太の方針 2015」の中で新たな GE に係る数値目標が設定されたこと等の説明があった。

### ○ 各機関の取組について

各機関の取組みとして市町から広報の掲載や GE 希望カード及びシールの交付、GE 切替勸奨差額通知事業などが紹介された。また薬剤師会からは基幹病院薬剤部と「リスト検討委員会」を設置し「リスト」を作成したこと及び対象機関に「リスト」を配布したことの報告があった。

### ○ 「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の実施について

「リスト」についての活用状況と今後の GE の普及に係る課題を把握し、その対策を講じるために薬剤師会、当所及び県庁薬務課が事務分担して診療所及び薬局を対象に「アンケート調査」を実施することを提案し、その具体的な内容を説明した。「アンケート調査」については、その内容を含め承認を得た。「アンケート調査」の結果については、次回「八女筑後地域協議会」にて報告することとなった。（「アンケート調査」は別紙 2 のとおり）

## 平成 27 年度第 2 回（平成 28 年 3 月 10 日開催）

### ○ 「県協議会」の取組状況について

県庁薬務課より「平成 27 年度上半期 GE 流通実態調査」の結果、各「地域協議会」の実施状況及び平成 28 年 2 月 10 日中医協総会資料に基づく平成 28 年度診療報酬改定についての要旨等について説明があった。

### ○ 「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の結果及び今後の方針について

「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の結果及び今後の方針について（案）の報告を行った。特に異論はなく、「アンケート調査」の結果及び今後の方針について（案）は承認を得た。

（「アンケート調査」の結果は別紙 3、「今後の方針について」は別紙 4 のとおり）

具体的には今後以下の対応を行うこととなった。

①薬剤師会は診療所及び薬局に対して、再度「リスト」の周知を行う。また、「アンケート調査」の結果についてもお知らせするとともに、薬剤師会ホームページ上に掲載する。

②薬剤師会及び基幹病院は定期的に「リスト」の更新を行い、薬局及び医師会にお知らせするとともに薬剤師会ホームページ上に掲載する。

③医師会は薬剤師会から「リスト」の更新に係る連絡を受けた際は診療所に周知する。

④当所は医師会、薬剤師会、基幹病院及び市町に対して「県協議会」の活動状況等を情報提供する。また、地域協議会構成機関は今後も必要に応じて情報を共有し、連携して取組を行うなど、GE の使用促進に向けて努めることとする。

### (3)市町における取組み

#### 1)差額通知事業

各市町（八女市、筑後市及び広川町）の国保担当部局は、GE 切替推奨通知サービスを行い、GE に切り替えた場合の削減額が大きい住民に対して差額通知を住民に送付した（図 4）。

123-4567  
福岡県八女市大町一丁目一丁目  
国保 太郎 様  
〒812-0000  
000421-000422 A-1-0-1 000190 \*

【この通知書に関するお問い合わせ先】  
フリーダイヤル 0120-000-000  
10:00~17:00 土・日・祝日を除く  
～あなたのお問い合わせ番号～  
00400000-201401-00001

**ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ**

平成99年99月99月に処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担額の軽減可能な割合は、  
**およそ 30%** が見込まれます。

※医師はお薬代のみを対象としています。実際に支払いになる金額には、薬の調剤等に要する費用が含まれています。ジェネリック医薬品に変わっても、実際の支払金額は変わらないこともあります。

**明細**

この明細は、平成99年99月のお薬の処方実績に基づき、処方された医薬品（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる自己負担額を試算し、ご紹介しています。

平成99年99月99日に処方されたお薬					ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な割合（※3）
先発医薬品名（※2）	薬の価額	数量	単位	お薬代（※1） 3割負担額	
アセトフェン 0.5g錠	123.2	20	錠	739	
アセトフェン 0.5g錠	41.3	20	mL	240	
アセトフェン 0.5g錠	41.3	20	錠	240	
アセトフェン 0.5g錠	41.1	10	錠	120	
クレタリン 0.5g錠	7.1	20	錠	40	
合計				1,379	およそ 30%

※1 試算はお薬代のみを対象としています。実際に薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外に技術料、調剤料などが含まれています。なお、国や市町村から医療費助成を受けている場合には、実際の支払金額と異なる場合があります。  
※2 本明細には、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品（医師の指示により変更できないお薬も含む。）を載せています。なお、軽減できる割合の大きいお薬から記載しており、多くのお薬を処方されている場合は、本明細に記載しきれない場合があります。  
※3 ジェネリック医薬品は一つの先発医薬品に対して複数存在するため、実際の軽減額にも幅がありますのであくまでも目安としてご覧ください。  
注1 先発医薬品とジェネリック医薬品とは主成分が同一ですが、使用できる病状（効能）が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。  
注2 同じ医薬品（先発医薬品やジェネリック医薬品）であっても、個人によって効き方や副作用など異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は医師または薬剤師の先生にご相談ください。

**「ジェネリック医薬品」ってなあに？**

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先に開発された薬（先発医薬品）の特許期間満了後に、他のメーカーが同じ有効成分・同じ効き目として申請し、国が承認した医薬品です。

**効果や品質は大丈夫？**

ジェネリック医薬品の安全性は、同じ有効成分を持つ先発医薬品が医薬品として長年使用されており、確認されています。その他、ジェネリック医薬品ができるまでには、国が定めた基準をクリアする必要があるため、医薬品の安全性・有効性・品質は確保されています。

**ジェネリック医薬品への変更を希望される方は、必ず医師又は薬剤師にご相談ください。**

この通知書の送付の停止を希望される場合は、国保市役所国保課（092-000-1234）までご連絡ください。

図 4. 差額通知（例）

#### 2)啓発資材の配布

各市町は GE 希望カード及びシール等を配布し（図 5）、広報（図 6）にて GE の普及啓発活動を実施した。

ジェネリック医薬品希望カード

私はジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品希望カード

私はジェネリック医薬品を希望します。

八女市では、上り続ける医療費を少しでも抑えるために、ジェネリック医薬品を推奨しています。家計にもやさしいジェネリック医薬品に変えてみませんか？

医師・薬剤師の先生へ「ジェネリック医薬品」をお願いします。

◆変更が可能であればジェネリック医薬品（後発医薬品）へ変更をお願いします。  
◆ジェネリック医薬品が処方できない、適正でない場合があることも理解しています。  
◆このカードは保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名

医師・薬剤師の先生へ「ジェネリック医薬品」をお願いします。

◆変更が可能であればジェネリック医薬品（後発医薬品）へ変更をお願いします。  
◆ジェネリック医薬品が処方できない、適正でない場合があることも理解しています。  
◆このカードは保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名

図 5. ジェネリック医薬品希望カード



# 医療機関の適正受診にご協力ください

あなたの医療機関へのかかり方を確認してみましょう

かかりつけ医がいますか？



ハイ イエ

1へ

急病の場合を除いて、休日・夜間の診療を控えていますか？



ハイ イエ

2へ

同じ病気で複数の医療機関の受診を控えていますか？



ハイ イエ

3へ

おくすり手帳を使っていますか？



ハイ イエ

4へ

必要な分だけ薬をもらっていますか？



ハイ イエ

4へ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用していますか？



ハイ イエ

5へ

医療機関を受診するときは上記の項目を守らないと、医療機関の業務が増えたり、本来不要な医療費がかかったりして、医療保険の財政を圧迫してしまいます。  
イエにチェックした項目がある場合は、医療機関へのかかり方を見直して、医療費の節約を実践しましょう。また、定期的に健診を受けて病気を予防すると医療費の無駄を省くことにつながります。

**途中で詳しく解説!**

広川町国民健康保険

## 軽減され、医療費の削減にもつながります


4

おくすり手帳をつくり、薬への疑問はかかりつけ医・薬局に相談しましょう


薬は飲みおせが悪かったりすると、副作用を生じることがあります。まずはおくすり手帳をつくって服薬歴を管理し、疑問点があったら、かかりつけ医やかかりつけ薬局に相談しましょう。

おくすり手帳

体質や服薬歴、副作用の発生状況などを記録するもので、記録しあければ、医師や薬剤師から適切なアドバイスを受けられます。



薬を余分にもらったりねだったりすると、医療費の無駄につながります。薬は必要な分だけもらいましょう。



5

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同様に、薬事法に基づいて厚生労働省から承認されている薬です。新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効果も立証されています。医師が書いた処方せん(処方箋)の「変更不可」欄に「×」または「/」印があればジェネリック医薬品に変更できます。処方されている薬にジェネリック医薬品があれば、積極的に利用しましょう。

Q 安全性は大丈夫?

A ジェネリック医薬品は、新薬と同様の様々な基準を遵守して製造・販売されるので、安全性は十分に確かめられています。しかし、製造会社ごとに添加物が異なることがあります。使用前にかかりつけ医やかかりつけ薬局に相談しましょう。

Q 医療費の削減は?

A 新薬と違って、ジェネリック医薬品は開発費用が少なく済むため、新薬の3〜7割程度の値段です。医療費の自己負担のうち薬代が占める割合は少ないですが、国全体で見ると、大幅な節約になります。特に数種類の薬を使っている方や長期療の薬が必要な方は、大幅な医療費の削減ができます。

ジェネリック医薬品  
新薬の製造・販売の特許期間が終了した後に、新薬と同じ有効成分でつくられる後発の医薬品です。

ジェネリック医薬品希望カードを提示すれば、変更する意志を簡単に伝えることができます。



図 6. 広報等



### (3)「リスト」の作成等について

#### 1)「リスト検討委員会」の設置について

平成 26 年度第 1 回「八女筑後地域協議会」にて「リスト」作成のための委員会の設置が認められた。委員会の概要は以下のとおりである（表 7）。

表 7. 「リスト検討委員会」の概要

事業目的	八女筑後地区における GE の普及促進を図るため、基幹病院の採用リストを作成し、地域の医療機関で情報を共有し、GE を選択しやすい環境をつくる。
事業内容	各地区の地域基幹病院の採用品目について調査及び取りまとめ等を行い、「リスト」を作成する。「リスト」の配布・周知を行い、定期的に更新を行うことで、地域の医療機関における GE の普及を促進し、薬局における在庫負担の軽減を図る。
主催者	薬剤師会
委員構成	薬剤師会、基幹病院（薬剤部代表）
開催頻度	年 4～6 回程度（平成 26～27 年度）
役割	○薬剤師会 ・当該委員会の設置・運営。 ・八女筑後地区の基幹病院の採用品目の取りまとめ、「リスト」の作成。 ・医療機関や薬局への「リスト」の周知・配布、定期的な更新。 ○基幹病院（薬剤部代表） ・当該委員会への参加。 ・「リスト」の作成、更新等への協力。

## 2)「リスト」の作成等について

平成 27 年 1 月 14 日及び 2 月 18 日の「リスト検討委員会」（当所及び県庁薬務課も参加）にて「リスト」の内容等について検討を行い、平成 26 年度第 2 回「八女筑後地域協議会」にて承認を受けた後、3 月 30 日対象施設に「リスト」の送付等を行った。決定した「リスト」の内容等及び周知方法は以下のとおりである（表 8、図 9）。

表 8. 「リスト」の内容等及び周知方法

内容等	<p>①基幹病院の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後市立病院、公立八女総合病院</li> </ul> <p>②様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目毎に基幹病院名を掲載。</li> </ul> <p>③掲載品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹病院で採用されている GE（厚生労働省ホームページ「使用薬剤の薬価（薬価基準）に掲載されている医薬品について」で示される医薬品のうち、診療報酬において後発医薬品調剤体制加算等の対象とされたもの）。</li> </ul>
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師会HPに公表</li> <li>・ 印刷物を薬局、診療所等に配布。</li> <li>・ 研修会等により、当該事業に関して周知。</li> </ul>

薬効コード	薬効名	成分名	規格	採用品名	採用メーカー	先発品薬品名	先発品メーカー	A病院	B病院
内用剤									
114	解熱鎮痛消炎剤	アクトリット	100mg 1錠	XXX	XXX	モーバー錠100mg	田辺三菱製薬	○	
		アセトアミノフェン	40% 1g	XXX	XXX	-		○	
			200mg 1錠	XXX	XXX	-		○	
		インドメタシン	25mg 1カプセル	XXX	XXX	-		○	
		エトドラク	200mg1錠	XXX	XXX	オステラック錠200	武田薬品工業		○
		ジクロフェナクナトリウム	25mg 1錠	XXX	XXX	ボルタレン錠25mg	ノバルティスファーマ	○	○
		ロキソプロフェンナトリウム水和物	10% 1g	XXX	XXX	ロキソニン細粒10%	第一三共	○	
60mg 1錠	XXX		XXX	ロキソニン錠60mg	第一三共	○	○		

図 9. 「リスト」の例（一部改編）

#### (4)「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の実施について

「リスト」についての活用状況と今後の GE の普及に係る課題を把握し、今後の対策を検討するため、「リスト」を配布した診療所及び薬局を対象とした「アンケート調査」を以下のとおり（表 10）実施することについて、平成 27 年度第 1 回「八女筑後地域協議会」にて提案し、その内容を含め承認を得た。

表 10. 「リスト」の配布に係る「アンケート調査」の概要

事業目的	診療所及び薬局に配布した「リスト」について、「リスト」の活用状況と今後の GE の普及に係る課題を把握し及びその対策を講じるため、上記診療所及び薬局に対し「アンケート調査」を実施するもの。
事業内容	「アンケート調査」の内容の作成、送付、回収、集計等に係る業務を行う。
実施団体	薬剤師会、当所及び県庁薬務課
実施時期	平成 27 年度第 1 回「八女筑後地域協議会」終了後、速やかに実施する。
役割	○薬剤師会 ・「アンケート調査」の送付、回収 ・「アンケート調査（案）」及び「アンケート結果（案）」についての協議 ○当所及び県庁薬務課 ・「アンケート調査」の集計 ・「アンケート調査（案）」及び「アンケート結果（案）」についての作成、協議
内容	「アンケート調査」の内容については「診療所向け」及び「薬局向け」をそれぞれ作成する。（内容：別紙 3 のとおり）
報告	「アンケート結果」については、平成 27 年度第 2 回「八女筑後地域協議会」にて報告を行う。

#### (5)「アンケート調査」の結果について

当所及び県庁薬務課が「アンケート調査（案）」を作成し、平成 27 年 8 月 21 日薬剤師会、当所及び県庁薬務課で協議を行い、「アンケート調査」の内容を決定した。

その後平成 27 年度第 1 回「八女筑後地域協議会」にて承認を得た後、薬剤師会が「アンケート調査」を診療所及び薬局に対し送付及び回収を行った。

当所及び県庁薬務課がその集計を行い「アンケート結果（案）」を作成し、平成 28 年 2 月 1 日薬剤師会、当所及び県庁薬務課で協議を行い、「アンケート結果」の内容を決定し、平成 27 年度第 2 回「八女筑後地域協議会」にてその内容を報告した。（報告内容：別紙 3 のとおり）

## 5. 八女筑後地区におけるGE使用促進に向けた取組みの成果

### (1) 八女筑後地区におけるGE普及率

八女筑後地区（八女市、筑後市及び広川町）の国民健康保険及び後期高齢者医療保険における平成26年度（4月）から平成27年度（12月（※））のGE普及率（数量ベース、新指標）は、同時期の福岡県全体の普及率と比較して概ね上回っているととともに、同等程度に上昇した（表11）。

（※）報告書作成時点の最新データ

表11. 八女筑後地区のGE普及率

	国民健康保険			後期高齢者医療保険		
	H26年4月	H27年4月	H27年12月	H26年4月	H27年4月	H27年12月
八女市	53.8%	57.2%	61.3%	55.8%	58.4%	63.2%
筑後市	54.6%	58.8%	63.6%	51.8%	55.8%	61.0%
広川町	59.0%	64.5%	67.8%	58.2%	64.9%	71.3%
福岡県全体	51.3%	56.2%	61.7%	48.6%	53.3%	59.6%

※ 数量ベース、新指標

### (2) 八女筑後地区における差額通知事業

差額通知事業では、平成27年度は八女市及び筑後市が各々2,400人、広川町が約800人に通知を行った。これまでに実施した差額通知の受領者がGEに切替えたことによる削減効果額は、平成27年12月診療分（※）で3市町合計約353万円であった。

（※）報告書作成時点の最新データ

## 6. まとめ

「八女筑後地域協議会」は、GE の普及について、医師会、薬剤師会、基幹病院、市町、当所及び県庁薬務課で情報交換し、連携するための場として活用された。

「県協議会」では平成 19 年度より多年に渡り GE の使用促進に係る様々な取組を行ってきたが、このように保健福祉環境事務所単位で「地域協議会」を開催し、関係者間で情報共有し、地域の特色にあった事業を実施することは、地域の GE 使用促進に貢献すると考えられる。

その中でも、今回「リスト」を作成し「アンケート調査」を実施したが、以下の理由から今後「リスト」の必要性はさらに高まってくると考える。

- ・「リスト」を配布してから、今回の「アンケート調査」まで期間が半年程しかなく、すでに GE が一定程度（参考：調剤レセプトベースで約 60%）普及している段階で、新たに GE を採用する機会が少なかった。しかし、今後診療報酬の改定や新規 GE の発売等により一層の GE 採用の必要性に迫られること。
- ・「リスト」を配布したものの、「見ていない」との回答が散見され、今回の「アンケート調査」の未回答者を含めると相当数に上ると考えられること。
- ・八女筑後地区は県を 4 つのブロックに分けた場合、筑後地域の医療圏に属しており「基幹病院」の勤務等を経て管内に診療所を開設する医師が多いことから、その際「リスト」掲載の GE の採用が優先されると考えられること。

これらを受けて、今後も薬剤師会や基幹病院と協力し定期的に「リスト」を更新し、その都度関係機関へ周知を図ることとしたい。

また当所は、今後も「八女筑後地域協議会」を構成する各機関との連携を維持するとともに、地域医療の発展に資するため GE の普及啓発活動に努めていきたい。

## 八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会設置要綱

## (設置)

第1条 八女筑後地区におけるジェネリック医薬品（以下「GE」という。）の使用促進のための事業についての情報を共有し、連携を強化するために、有識者及び関係団体等による八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について情報交換、協議を行う。

- (1) GEの普及に関すること
- (2) GEに係る関係者の取組に関すること
- (3) その他GEの使用促進に関し必要なこと

## (組織)

第3条 協議会の会長は南筑後保健福祉環境事務所保健監が務める。

- 2 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから、南筑後保健福祉環境事務所保健監が委嘱する。

## (会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

## (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 会長は、会議に出席できないときは、代理の者を指定し、会長代理として会議に出席させることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は平成28年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局は、南筑後保健福祉環境事務所に置く。

## (細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。



附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

(別表)

地域協議会名簿

所属・団体等
地域医師会
地域薬剤師会
基幹病院代表
市町国民健康保険部局
保健福祉環境事務所

## 【八女筑後医師会 診療所向けアンケート】

以下の設問の該当する番号に○を付していただき、必要な記述をお願いいたします。

## ＜基礎情報＞

1. 診療所の所在市町名を教えてください。① 八女市 ② 筑後市 ③ 広川町
2. 主に標榜する診療科を教えてください。
  - ① 内科 ② 外科 ③ 整形外科 ④ 泌尿器科 ⑤ 産婦人科 ⑥ 耳鼻咽喉科
  - ⑦ 皮膚科 ⑧ 眼科 ⑨ 小児科 ⑩ 精神科 ⑪ 脳神経外科
  - ⑫ その他( )

## ＜ジェネリック医薬品(以下「GE」と略します)の処方について＞

1. GEの採用に積極的ですか。
  - ① はい ② いいえ ③ どちらとも言えない
2. 院外処方を行っていますか。
  - ① はい ② いいえ(→ 6へ)
3. (2. で「① はい」の場合)一般名処方を行っていますか。
  - ① はい(一部でも可)(→ 5へ) ② いいえ
4. (3. で「② いいえ」の場合)一般名処方を行っていない主な理由は何ですか。
  - ① 商品名の方になじみがあるため
  - ② 一般名処方へのシステムの対応等に課題があるため
  - ③ 処方薬を特定したいから
  - ④ その他( )
5. 先発医薬品から GE への変更の可否について、どのようにしていますか。
  - ① 原則変更可 ② 原則変更不可 ③ 一部変更不可(具体例: )
6. GEを選択する際、「患者負担の軽減」や「経営への寄与」といった経済的な観点以外で、特に重視する基準は何ですか。主なものを2つまで選んでください。
  - ① 他施設の採用状況 ② 安定供給体制 ③ 製剤設計等の工夫
  - ④ 副作用などの情報提供体制 ⑤ 卸の勧め ⑥ 先発医薬品と適応症が同じ
  - ⑦ その他( )

<基幹病院リストについて>

1. 「八女筑後地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト」を活用していますか。

- ① はい ② いいえ(→ 3へ)

2. (1. で「① はい」の場合)リストについて、改善してほしい点がありますか。

- ① ない  
② ある( )

3. (1. で「② いいえ」の場合)活用していない理由は何ですか。

- ① 独自の判断でGEを採用している  
② 「福岡県基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト」を参考にしている  
③ 参考となる医薬品が入っていない  
④ その他 ( )

4. 福岡県では県全体の基幹病院を対象とした「福岡県基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト」も作成・配布していますが、県全体だけでなく地域の基幹病院のリストの必要性はありますか。

- ① 両方必要 ② 地域のみ必要 ③ 県全体のみ必要 ④ 両方必要ない

5. GE への切り替え以外にリストを活用した取組例、リストに関する要望などがあればご記載ください。(自由記載)

( 取組例 : )

( 要 望 : )

<今後の GE 採用について>

1. GE を採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由についてご記載ください。

(医薬品名: 理由: )

(医薬品名: 理由: )

(医薬品名: 理由: )

2. GE の使用促進にあたっての課題や提案などがあればご記載ください。(自由記載)

例: 行政機関、保険者、患者、製薬メーカーに対してなど

・  
・

## 【八女筑後薬剤師会 薬局向けアンケート】

以下の設問の該当する番号に○を付していただき、必要な記述をお願いいたします。

### <基礎情報>

1. 薬局の所在市町名を教えてください。① 八女市 ② 筑後市 ③ 広川町
2. 主な処方箋応需診療科を1つ教えてください。  
① 内科 ② 外科 ③ 整形外科 ④ 泌尿器科 ⑤ 産婦人科 ⑥ 耳鼻咽喉科  
⑦ 皮膚科 ⑧ 眼科 ⑨ 小児科 ⑩ 精神科 ⑪ 脳神経外科  
⑫ その他( )

### <ジェネリック医薬品(以下「GE」と略します)について>

1. 平成27年9月の後発医薬品調剤体制加算の取得状況を教えてください。  
① 体制加算1 ② 体制加算2 ③ 体制加算なし
2. 平成27年9月のGEの使用率(数量ベース、新指標)を教えてください。  
(約 %)
3. GEを選択する際、「患者負担の軽減」や「経営への寄与」といった経済的な観点以外で、特に重視する基準は何ですか。主なものを2つまで選んでください。  
① 他施設の採用状況 ② 安定供給体制 ③ 製剤設計等の工夫  
④ 副作用などの情報提供体制 ⑤ 卸の勧め ⑥ 先発医薬品と適応症が同じ  
⑦ その他( )
4. 平成27年9月1日～15日に受け付けた処方箋のうち、一般名処方を1つでも含む処方箋の割合を教えてください。  
(約 %)
5. 一般名処方で、GEを調剤していない例はありますか。  
① ない(→ 7へ) ② ある
6. (5. で「② ある」の場合)調剤していない理由を多い順に教えてください。  
① GEの在庫がなかった  
② 患者が先発医薬品を希望した  
③ その他( )  
( ) → ( ) → ( )



5. GE への切り替え以外にリストを活用した取組例、リストに関する要望などがあればご記載ください。(自由記載)

( 取組例 : )

( 要 望 : )

<今後の GE 採用について>

1. GE を採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由についてご記載ください。(処方医の事情でも分かる範囲で記載ください)

(医薬品名: 理由 : )

(医薬品名: 理由 : )

(医薬品名: 理由 : )

2. GE の使用促進にあたっての課題や提案などがあればご記載ください。(自由記載)

例: 行政機関、保険者、患者、製薬メーカーに対してなど

・  
・



# 八女筑後地区基幹病院採用ジェネリック医薬品 リストの配布に係るアンケート調査 の結果について

一般社団法人 八女筑後薬剤師会  
福岡県保健医療介護部薬務課  
福岡県南筑後保健福祉環境事務所

## 1. 診療所向けアンケート結果

## 調査概要

### ○調査方法

対象:八女筑後医師会会員

調査方法:八女筑後薬剤師会からの郵送による

回収方法:郵送(返信用封筒)又はFAXにて回答

調査期間:平成27年10月13日~10月30日

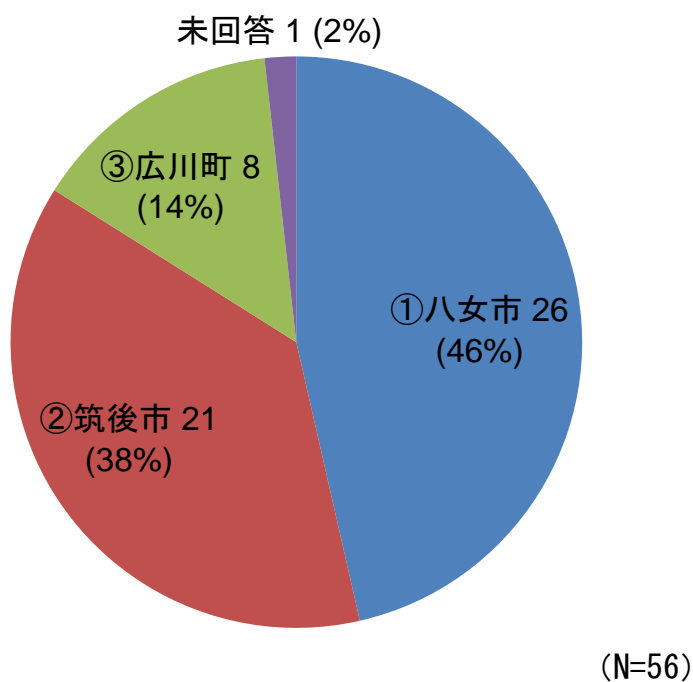
### ○回答率

60.2%(回答数:56施設、配布数:93施設)

3

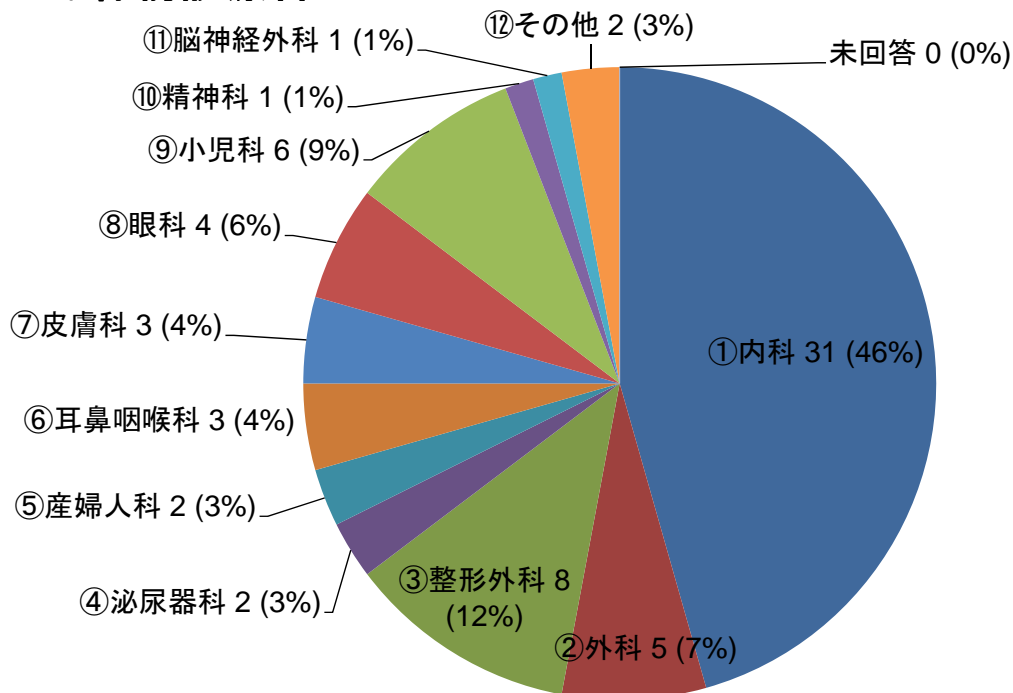
## 基礎情報

### 1. 診療所の所在地



# 基礎情報

## 2. 主な標榜診療科



(N=56)

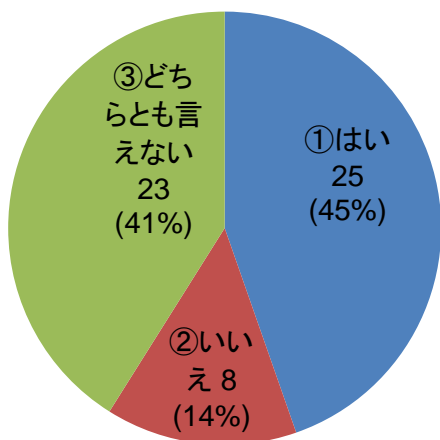
※ 単一回答を原則としていたが、複数回答されている場合もすべて集計に含めたため、合計回答数は68

# GEの処方について

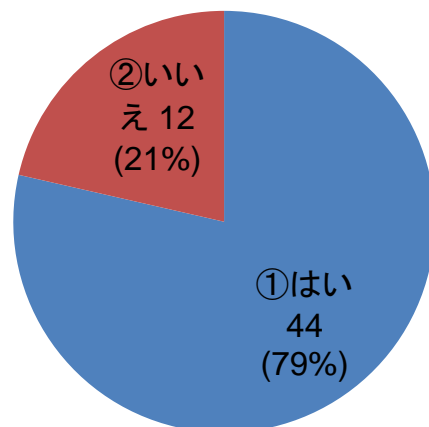
※GE=ジェネリック医薬品 とする

## 1. GEの採用に積極的ですか。

## 2. 院外処方を行っていますか。



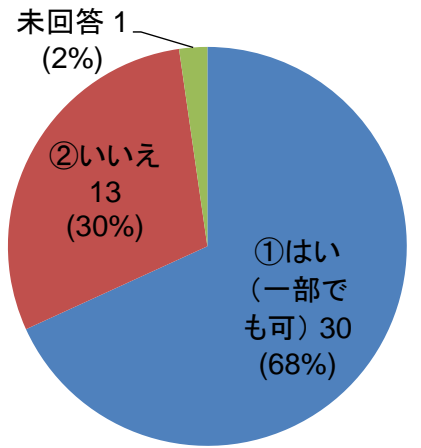
(N=56)



(N=56)

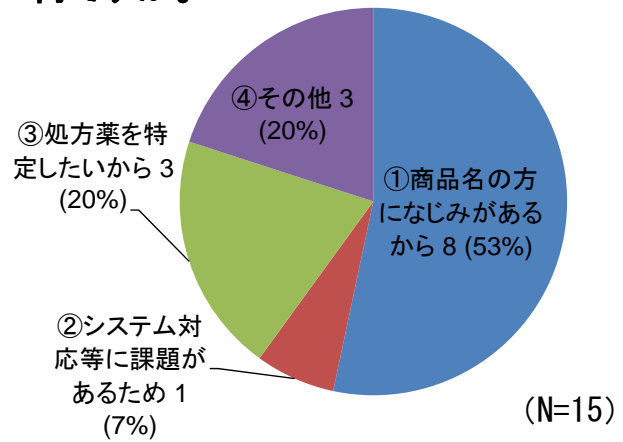
## GEの処方について

3. (2. で「①はい」(院外処方を行っている)の場合)  
一般名処方を行っていますか。



(N=44)

4. (3. で「②いいえ」の場合)  
一般名処方を行っていない主な理由は何ですか。



(N=15)

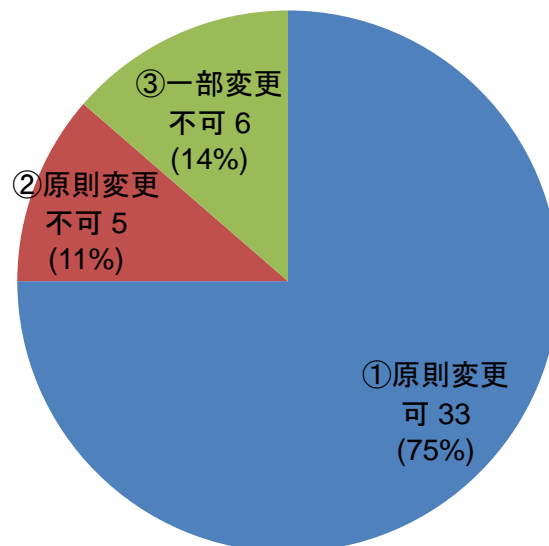
### ④ その他 の自由記載回答

- ・ 一般名は文字数が長いことが多いため、分かりにくい。
- ・ 先発品とGEは適応症が違う時がある。
- ・ 薬局にあるGE名で処方している。

7

## GEの処方について

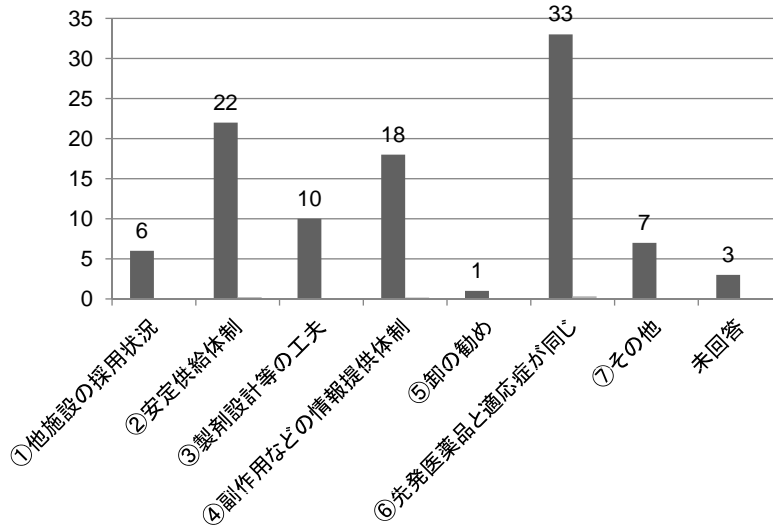
5. (2. で「①はい」(院外処方を行っている)の場合)  
先発からGEへの変更の可否について、どのようにしていますか。



(N=44)

## GEの処方について

6. GEを選択する際、経済的な観点以外で、特に重視する基準は何ですか。主なものを2つまで教えてください。



(N=54)

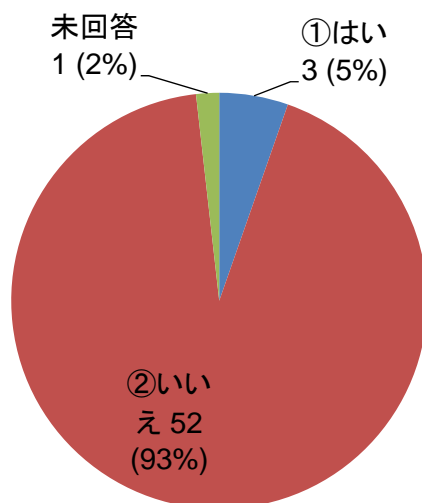
### ⑦ その他 の自由記載回答(主なもの)

- ・ 製造が主に国内のもの。(一部の外国製品については採用していない)
- ・ 抗癌剤等の高薬価のものはGEに変更することになっている。
- ・ 薬効上、患者の生命に重大な影響を及ぼす薬についてはGEを採用していない。
- ・ 先発品との実際使用した上での差異についての情報。

9

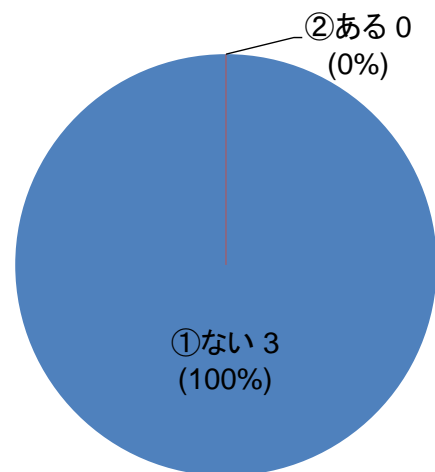
## 基幹病院採用GEリストについて

1. 八女筑後地区基幹病院  
GE採用リストを活用していますか。



(N=54)

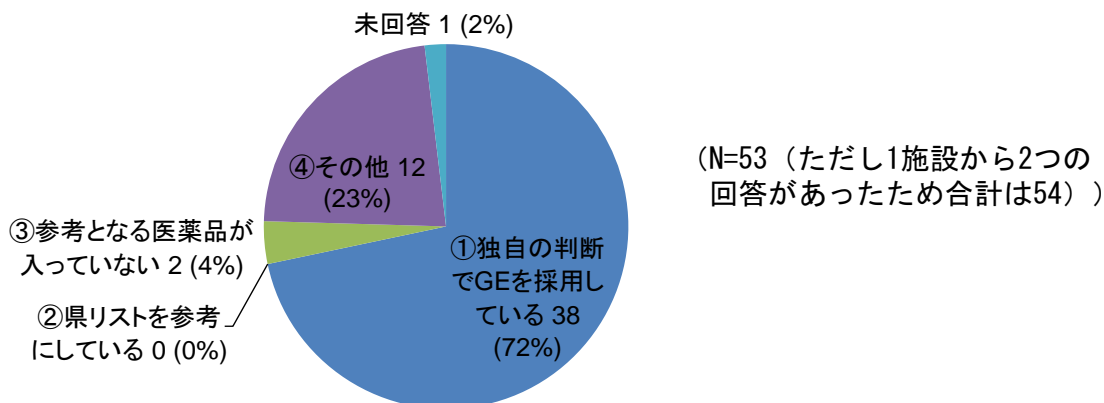
2. (1. で「①はい」の場合、)リストについて改善してほしい点がありますか。



(N=3)

## 基幹病院採用GEリストについて

3. (1. で「②いいえ」(リストを活用していない)の場合、)活用していない理由は何ですか。



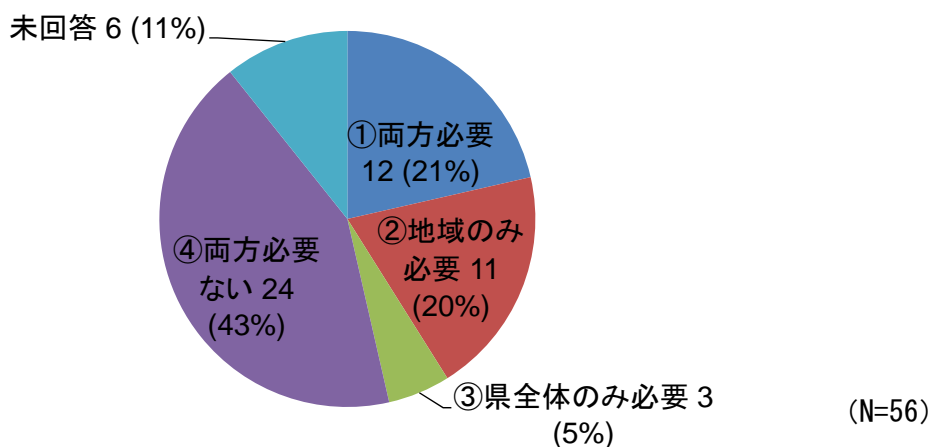
### ④ その他 の自由記載回答(主なもの)

- ・ 院外の調剤薬局に任せている。(同様の回答6件)
- ・ 基本的にGEは使わない。
- ・ 最近あまり新しいGEを追加していないため。
- ・ リストの存在を知らなかった(同様の回答2件)

11

## 基幹病院採用GEリストについて

4. 県全体の基幹病院の採用リストだけでなく地域のリストの必要性はありますか。



5. リストに関する要望があれば記載してください。

- ・ 実際に使用した感触・問題点など、先発品と比較した情報がほしい



## 今後のGE採用について

### 1. GE を採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由についてご記載ください。

医薬品名(先発医薬品)	理由(後発医薬品)
プラビックス	先発品と適応症が異なるため。
ベイスン0.2mg	予防投与に使用。GEには適応なし。
ホクナリンテープ	剥がれやすい。
ヒアレイン点眼	防腐剤などの添加物が異なる。
オダイン	抗癌剤のため。
エパデール	不純物含有量の問題。
プレタール	薬効に差があると思われる。
その他	情報提供を受けるMRの会社の製品

13

## 今後のGE採用について

### 2. GE の使用促進にあたっての課題や提案などがあればご記載ください。 (主な回答)

- ・GEメーカーが多く、一部のメーカーについては品質に不安がある。(外国製など)
- ・先発品とGEでは、主成分は同じでも添加剤等が異なり、薬効や安全性が先発品と全く同じか不安がある。
- ・外用薬は一般に先発品がGEに比べ品質等が勝っていると思う。
- ・先発品の薬価が高すぎる。GEが薬価収載された時点でGEと薬価を同一にすべき。
- ・GEを促進しすぎると国内での新薬開発能力のある製薬会社が十分な研究が出来なくなる。
- ・国策とはいえGEメーカーのみ経済的に潤うことも問題である。
- ・GEのOEM表があれば、販売メーカーが違っても実質同じ製品であるから安定供給面で助かる。
- ・GEでは適応がない場合などの混乱があり、間違えやすい事例集のリストが必要ではないか。
- ・安定供給されないことがないようにしてほしい。
- ・末端の医療機関のGE導入努力に対し評価する策が全くない。インセンティブの考慮が必要。
- ・患者への周知が不十分。(患者はどのような薬でもGEがあると思っている)

## 2. 薬局向けアンケート結果

### 調査概要

#### ○調査方法

対象:八女筑後薬剤師会会員

調査方法:八女筑後薬剤師会からの電子メールによる

回収方法:電子メール又はFAXにて回答

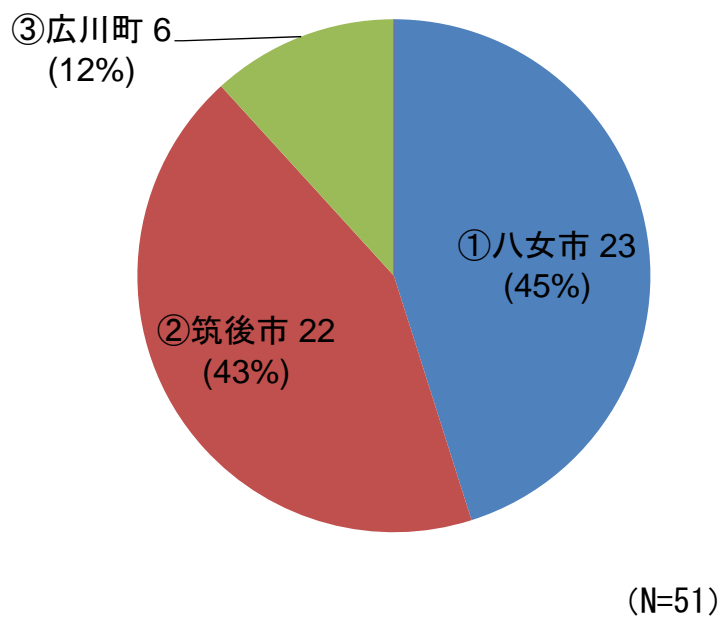
調査期間:平成27年10月14日～10月30日

#### ○回答率

68.0%(回答数:51施設、配布数:75施設)

## 基礎情報

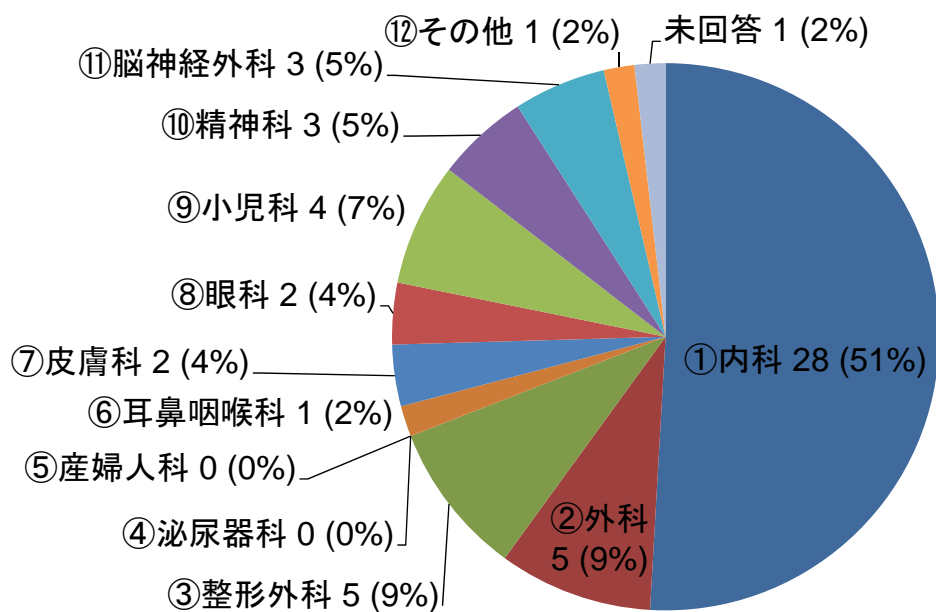
### 1. 薬局の所在地



17

## 基礎情報

### 2. 主に処方箋を応需する診療科

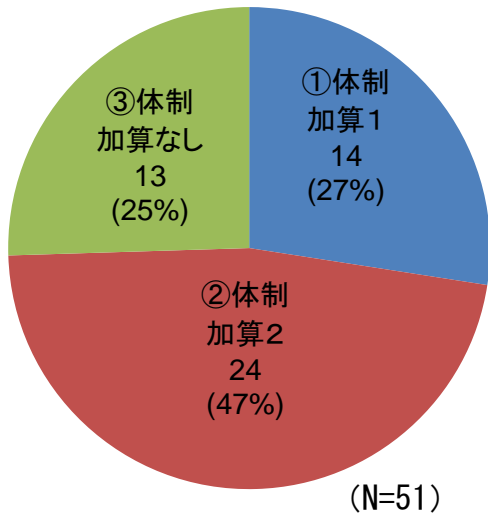


(N=51)

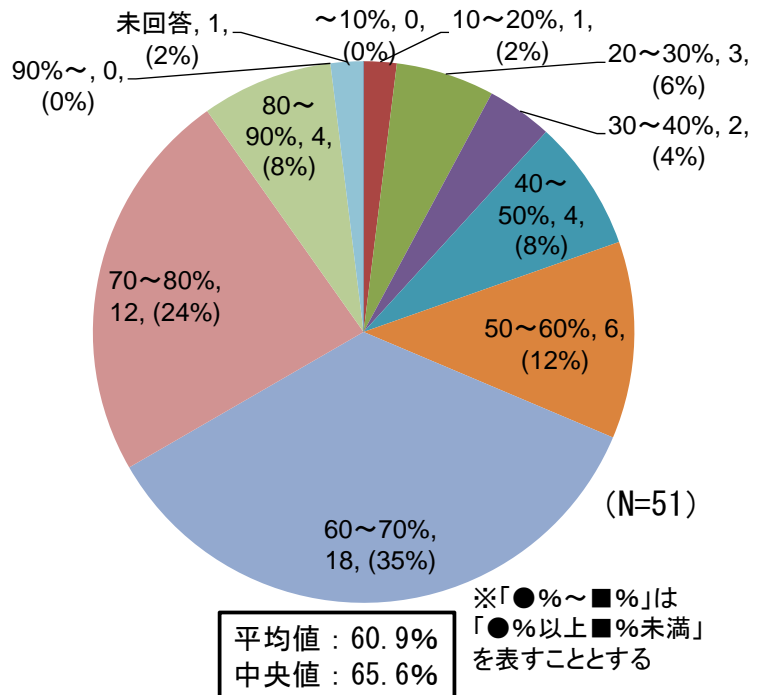
※ 単一回答を原則としていたが、複数回答されている場合もすべて集計に含めたため、合計回答数は54

## GEの処方について

1. 平成27年9月の後発医薬品調剤体制加算の取得状況を教えてください。



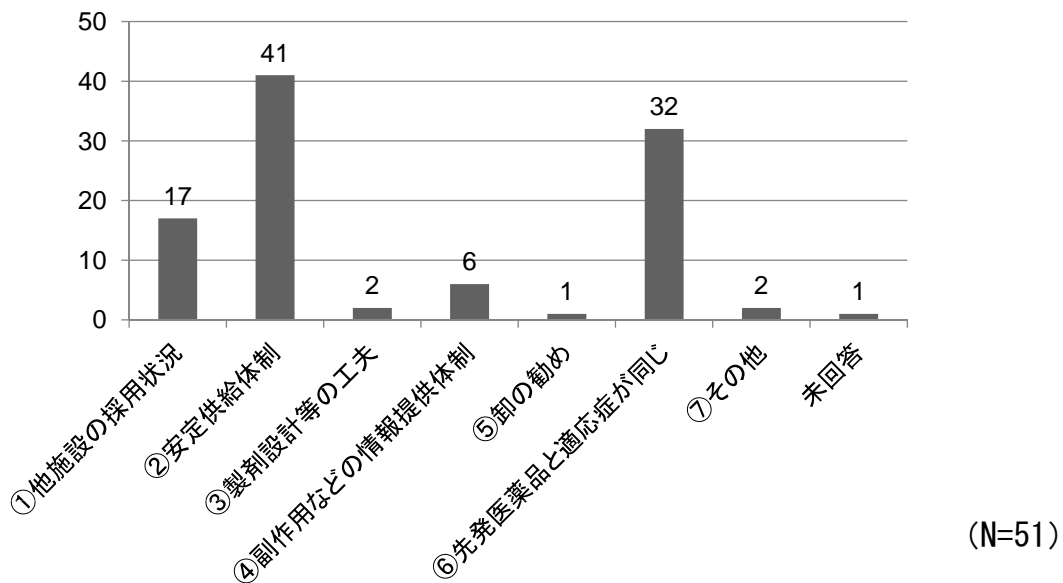
2. 平成27年9月のGE使用率(数量ベース、新指標)を教えてください。



19

## GEの処方について

3. GEを選択する際、経済的な観点以外で、特に重視する基準は何ですか。主なものを2つまで教えてください。

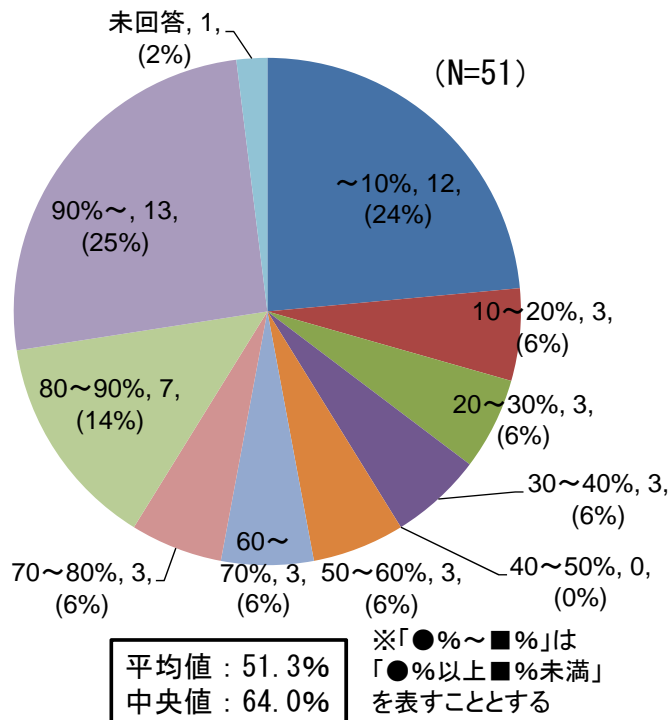


### ⑦ その他 の自由記載回答(主なもの)

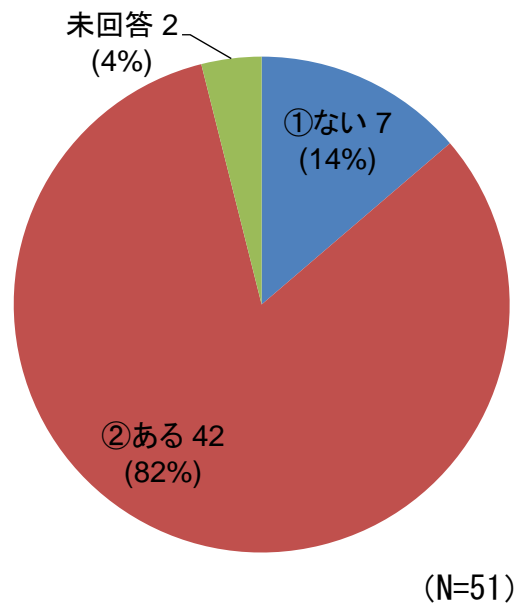
- ・オーソライズドジェネリック  
(先発薬メーカーから特許の使用権を得たGEメーカーが製造販売するGE)
- ・会社の方針による

## GEの処方について

4. 平成27年9月1日～15日に受け付けた処方箋のうち、一般名処方を1つ以上含む処方箋の割合を教えてください。



5. 一般名処方で、GEを調剤していない例はありますか。

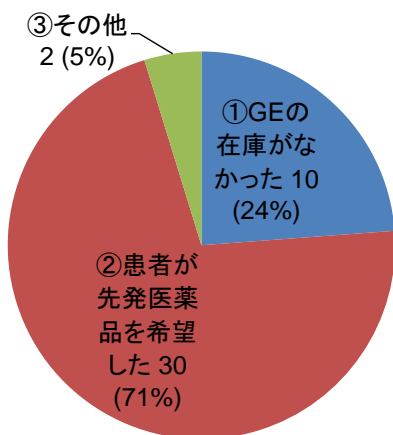


21

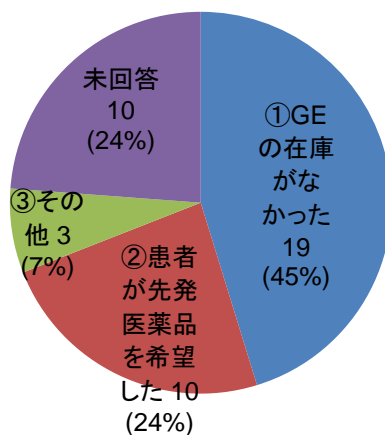
## GEの処方について

6. (5. で「② ある」(一般名処方でGEを調剤していない例がある)の場合) 調剤していない理由を多い順に教えてください。

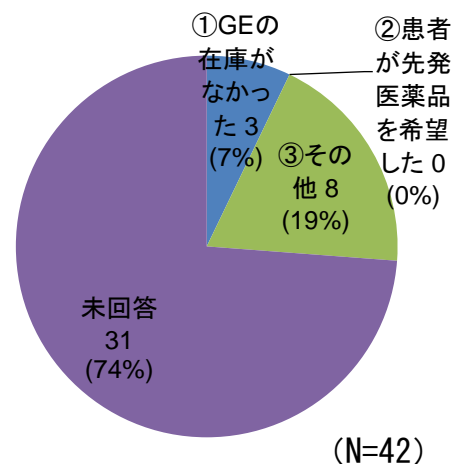
【1番多い】



【2番目に多い】



【3番目に多い】



### ③ その他 の自由記載回答(主なもの)

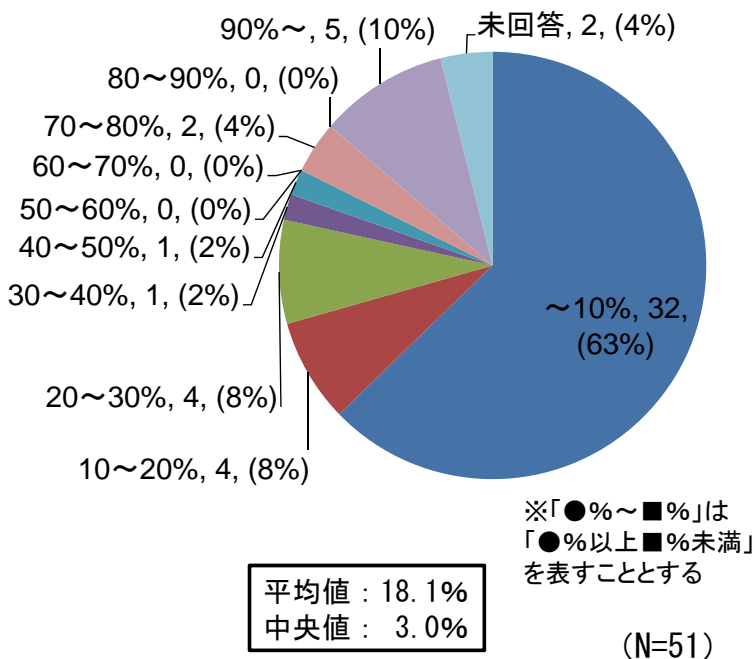
- ・ GEに切り替えたいが、供給が停止され採用できなくなった。
- ・ 品質の安定性を確保できるGEがない。
- ・ 近くの薬局にもGEの在庫がなかった。

30

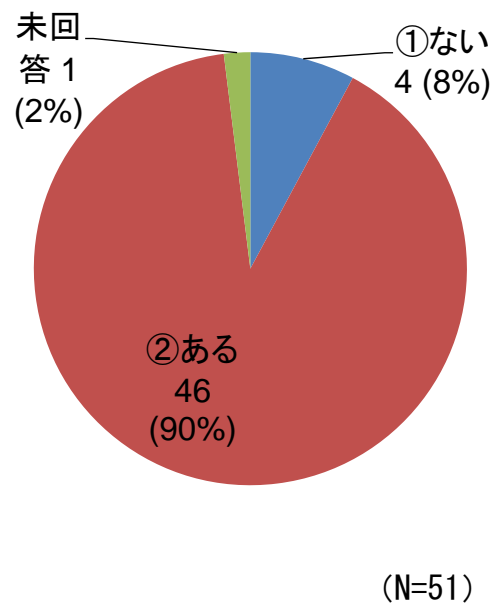
22

## GEの処方について

7. 平成27年9月1日～15日に受け付けた処方箋のうち、先発医薬品の変更不可も1つでも含む処方箋の割合を教えてください。



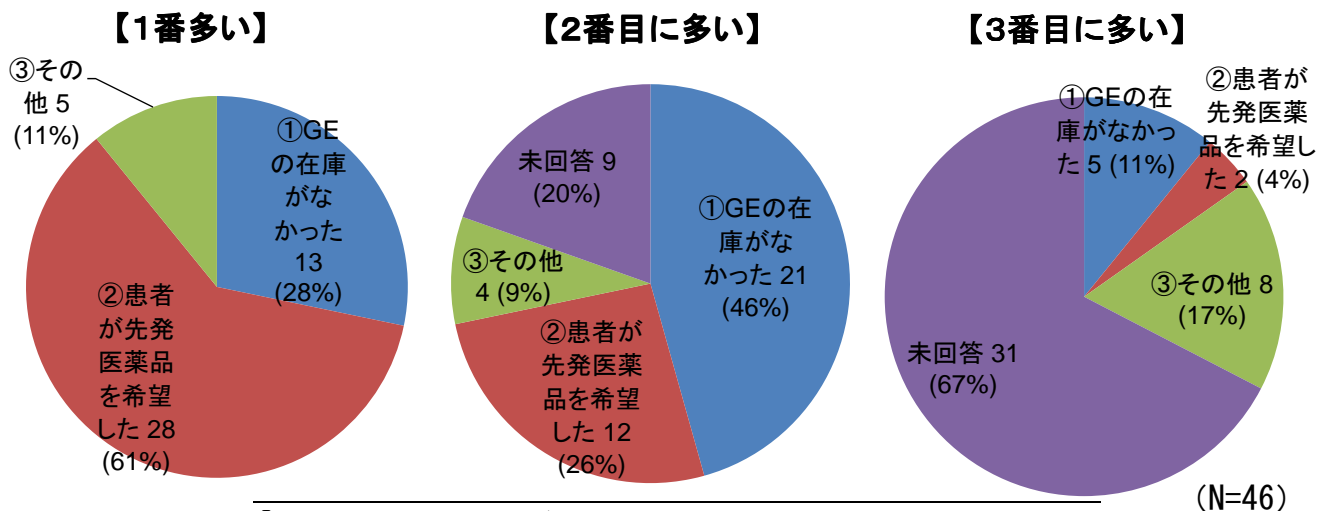
8. 先発医薬品の処方でGEに変更可能な品目について、GEを調剤していない例はありますか。



23

## GEの処方について

9. (5. で「② ある」(先発医薬品の処方でGEに変更可能な品目について、GEを調剤していない例がある)の場合)調剤していない理由を多い順に教えてください。



### ③ その他 の自由記載回答(主なもの)

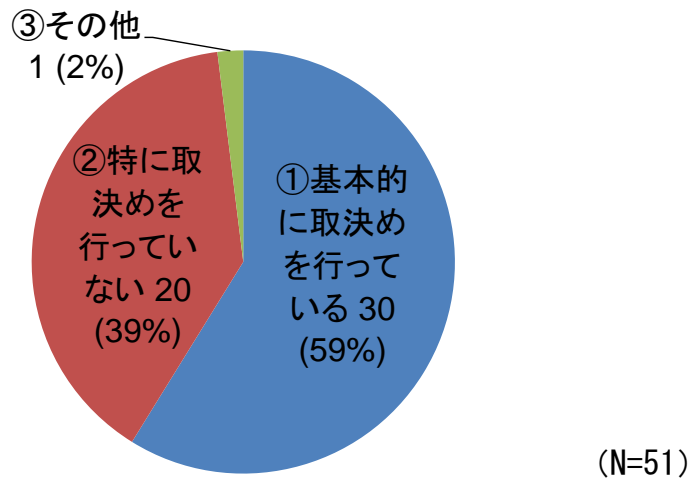
- ・ GEに切り替えたいが、供給が停止され採用できなくなった。
- ・ 処方医の希望により先発品を調剤。
- ・ 先発品と適応症が違う。
- ・ 近くの薬局にもGEの在庫がなかった。

31

24

## GEの処方について

10. 調剤するGEの品目に関して、主に処方箋を応需する医療機関と取決めを行っていますか。(GEの品目を指定する取決めのみならず、品目の指定を薬局に任せる旨の取決めも含む)



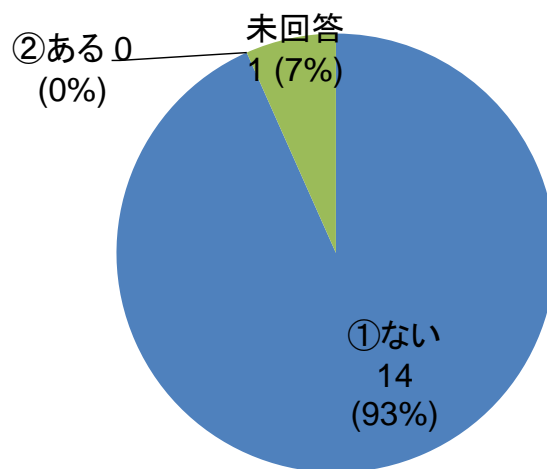
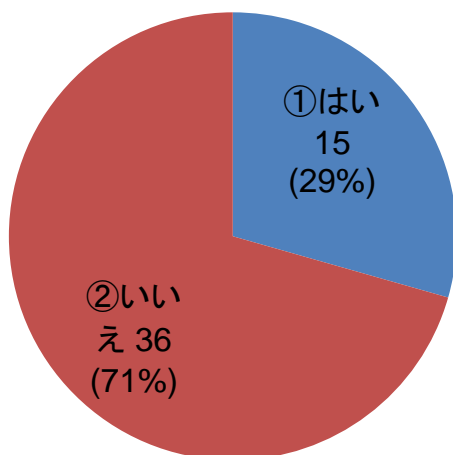
### ③ その他 の自由記載回答

・主に処方箋を応需する医療機関に対し、患者本人にGEの希望の有無を必ず確認して頂いている。

## 基幹病院採用GEリストについて

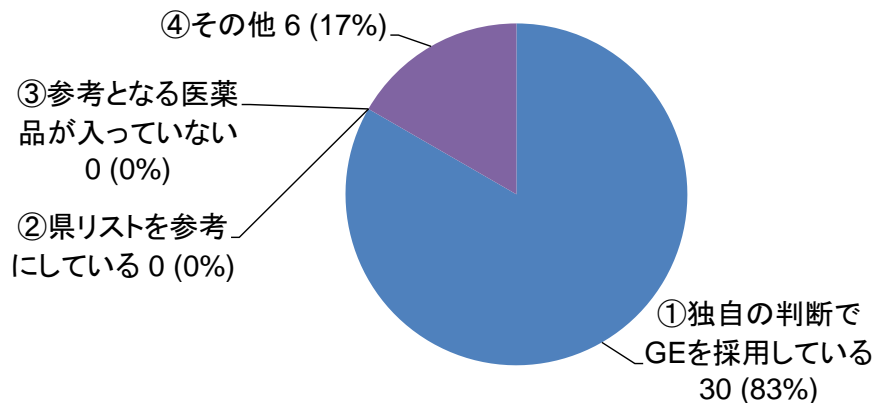
1. 八女筑後地区基幹病院  
GE採用リストを活用していますか。

2. (1. で「①はい」の場合、)リストについて改善してほしい点がありますか。



## 基幹病院採用GEリストについて

3. (1. で「②いいえ」(リストを活用していない)の場合、)活用していない理由は何ですか。



(N=36)

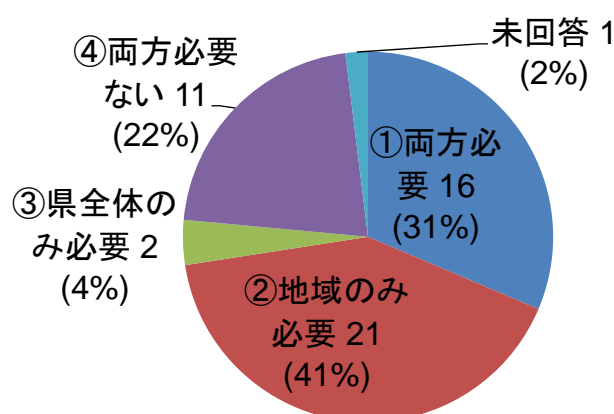
### ④ その他 の自由記載回答(主なもの)

- ・ 系列の薬局等で使用するGEが既に決まっている
- ・ 当薬局は基幹病院の処方箋がほとんど来ないため
- ・ リストが配布されてからGEを採用していないため
- ・ 特定のある病院の採用薬を採用しているため
- ・ 活用したいが、リストの入手方法が分からない

27

## 基幹病院採用GEリストについて

4. 県全体の基幹病院の採用リストだけでなく地域のリストの必要性はありますか。



(N=51)

5. リストを活用したその他の取組例があれば記載してください。

- ・ 広域病院からの処方箋に対応するための備蓄

リストに関する要望があれば記載してください。

- ・ GEだけでなく、採用している全品目のリストが欲しい



## 今後のGE採用について

### 1. GE を採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由についてご記載ください。(処方医の事情でも分かる範囲で記載ください)

医薬品名(先発医薬品)	理由(後発医薬品)
プラビックス	先発品と適応症が異なるため。(同様の回答が合計7件)
デパス、メグルコ	先発薬とGEの薬価差がほとんどないため。(同様の回答が合計3件)
外用剤(モーステープ等)	患者の使用感の問題。(同様の回答が合計3件)
点眼薬、外用薬	短期処方が多いので期限切れのリスクがある。
ウルソ錠、アルメタ軟膏、キンダベート軟膏、ディオバン	処方医から変更しないよう指示がある。
メグルコ	医師の希望。(禁忌が多いためとのこと)
オノンDS、抗生剤	子供の味の好みがあるため。
軟膏剤	使用感、におい、混同した場合の安定性の違いなど。
デパケンR錠	分包時の吸湿性。
デパケンR錠200mg、オキサロール軟膏	供給体制に懸念があるため。
ノイチム錠90mg	錠剤のGEがなくなったため。
アローゼン	入手が困難。
その他	使用患者がごく少数のためデッドストックになる恐れがある。先発品とGE両方をすべて在庫するのは困難。

29

## 今後のGE採用について

### 2. GE の使用促進にあたっての課題や提案などがあればご記載ください。(主な回答)

#### 【患者に対する意見】

- ・患者が十分にGEを理解していない。患者のGEへの偏見がある。患者に対してのGEの効果・安全性の高さの周知。
- ・保険証にGE希望シールを貼った患者が多いが、中にはその意味が分かっていない方もいて、投薬時に薬が違うと話されることがある。

#### 【医療機関に対する意見】

- ・処方する側の理解がないと「変更不可」である限り、GEの使用量は増えない。(全医薬品変更調剤不可の処方箋があるなど)
- ・GEの銘柄指定での変更不可処方はやめてほしい。(一般名処方にしてほしい)
- ・少なくとも、広域病院の処方箋はGE変更可なら一般名処方の記載だと患者の希望も確認でき、薬局サイドも助かる。

#### 【医療制度に関する意見】

- ・一般名処方を原則としGEの選択は薬局の自由にしてほしい。
- ・処方箋様式の変更。先発品変更不可記載欄の削除等の見直しを検討してはどうか。
- ・GEと先発品の薬価を同じにしてほしい。
- ・先発品希望患者の薬価差額の自己負担。
- ・GE変更のルールが煩雑。

#### 【その他】

- ・品質の差がある。
- ・先発品と類似している方が患者の違和感がなくてよい。34

30

## 3. まとめ・考察

### まとめ・考察：GEリストについて

**GEリストを活用している割合（診療所：5%、薬局：29%）と比較して、  
GEリストの必要性があるという割合は高かった（診療所：41%、薬局：72%）**

【活用の割合と比較して、必要性の割合が高くなっている背景（推察）】

- 最近新しい医薬品を追加していない等のため、現時点では活用していないが、国策等によりさらにGE採用の必要性が高くなっていく等の理由により、今後リストの必要性が高くなると考えている
- リストが作成された背景や活用方法について、あるいはリストの存在そのものについて十分に把握しておらず、現時点では活用はできていないものの、今後活用したいと考えている

このことから、

- 今後、診療報酬の改定や新規GEの発売等により、リストのニーズがより高まってくると考えられ、更新の必要性があると考えられる
- リストの存在やその活用方法等について、さらなる周知を行うことにより、より活用が進むと考えられる

※ なお、院外処方を行っている診療所が79%あり、また薬局において主に処方箋を応需する医療機関からGEの採用品目を任されている割合が39%あることから、薬局の方がよりリストの活用度や必要性が高いと考えられる

## まとめ・考察：その他GEについて

- 八女筑後地区の薬局でのGE使用率は平均60.9%（平成27年9月、施設毎で算出された普及率の平均値）であり、全国平均の59.2%（平成27年9月、調剤レセプトベース）とほぼ同等と考えられる。
- 薬局で受け付けた「先発品の変更不可を含む処方箋」の割合は「10%未満」が63%を占めており、GEに変更可能な環境がある程度整っていると考えられる。一方、「90%以上」も10%あり、一部薬局においては「変更不可を含む処方箋」の割合がかなり高い状況にある。
- 薬局で「GEへ変更可能な品目」についてGEを調剤していない理由としては、「患者が先発医薬品を希望した」が最も多いため、患者へのさらなる啓発が求められる。
- 診療所が「一般名処方」を行っているかについては、68%が対応しており、一定程度普及が進んでいるが、行っていない理由としては「商品名の方がなじみがある(58%)」との意見が多かった。
- 後発医薬品の採用基準について「その他」を含め7つの選択肢を設けて質問したところ、診療所、薬局ともに、「先発医薬品と適応症が同じ」、「安定供給体制」の2つが上位を占めた。

## 今後の方針について

平成26年度から2年間の「八女筑後地区ジェネリック医薬品地域協議会（以下「地域協議会」という）」の取組みを生かし、本地区における「ジェネリック医薬品（以下「GE」という）」のさらなる使用促進のため、今後以下の対応を行うこととする。

- ① 今回の「八女筑後地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト（以下「リスト」という）」の配布に係るアンケート調査の結果（以下「アンケート結果」という）」を受けて、八女筑後薬剤師会（以下「薬剤師会」という）は八女筑後薬剤師会会員薬局（以下「薬局」という）及び八女筑後医師会会員診療所（以下「診療所」という）に再度「リスト」についての周知を行う。また、その際「アンケート結果」についても、お知らせするとともに「八女筑後薬剤師会ホームページ（以下「HP」という）」に掲載する。
- ② 今後診療報酬の改定や新規 GE の発売等により、「リスト」のニーズがより高まってくると考えられることから、薬剤師会及び基幹病院（公立八女総合病院企業団及び独立行政法人筑後市立病院）は協力して「リスト」の更新を定期的に行う。また、その旨を薬局及び八女筑後医師会事務局（以下「医師会」という）にお知らせするとともに、HPに掲載する。
- ③ 医師会は薬剤師会から「リスト」の更新に係る連絡を受けた際は、診療所に周知する。
- ④ 南筑後保健福祉環境事務所から医師会、薬剤師会、基幹病院及び市町に対して、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会の活動状況などを情報提供することとする。さらに、地域協議会構成機関は必要に応じて情報を共有し、連携して取組を行うなどGEの使用促進に向けて努めることとする。